

品川区精神障害者地域生活安定化支援事業実施要綱

制定 平成23年2月9日 区長決定
要綱 第5号
改正 平成25年3月13日 要綱 第31号
改正 平成27年3月31日 部長決定
要綱 第354号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で生活する精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）が安定した地域生活を継続することができるよう、看護師、精神保健福祉士等の医療福祉専門職が、保健センター、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関と連携して見守り支援を行う事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 区長は、区内の精神障害者グループホームまたは自宅で生活する精神障害者に対し、次の事業を行うものとする。

- (1) 退院後の治療中断の防止、服薬管理の支援等に関すること。
- (2) 区内の精神科医による定期的な家庭訪問および当事者を含めた勉強会の実施に関すること。
- (3) 食事会、音楽活動の行事等を通じた交流の場の提供に関すること。
- (4) 生活能力向上のための支援に関すること。

(対象者)

第3条 この要綱による事業（以下「支援事業」という。）の対象者は、区内に住所を有する精神障害者とする。

2 支援事業の利用を希望する者は、区長に対し、品川区精神障害者地域生活安定化支援事業登録申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、本人の状況を確認するための面接等を行ったうえ、支援事業の利用が必要であると認められるときに、利用者登録を行うものとする。

(事業の実施時間)

第2条各号に掲げる事業の実施時間は、平日の午前10時から午後4時まで

とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用することができない場合)

第5条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する者は、支援事業を利用することができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により医療機関への入院を要するとき。
- (2) その他支援事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと区長が認めたとき。

(事業の委託)

第6条 区長は、障害者の地域生活の支援に精通している社会福祉法人、NPO法人、有限会社等に対し、支援事業の運営を委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式(第3条関係)

品川区精神障害者地域生活安定化支援事業登録申請書

記入年月日 年 月 日

氏名	男・女	生年月日	年	月	日	(歳)
住所	〒	—	電話番号() —			
紹介者	氏名	(あなたとの関係)				
	連絡先	()	—			
緊急連絡先	氏名	(あなたとの関係)				
	連絡先	()	—			
医療機関	名称					
	連絡先					
	主治医					
	担当ワーカー					
保健センター	名称					
	連絡先					
	担当保健師					
福祉事務所	名称					
	連絡先					
	担当者					
利用目的						
必要が認められる場合は、職員が主治医、関係機関等と連絡をとり、そのために個人情報を用いることを了承します。						
年 月 日						
氏名						